

心身障害者用低料第三種郵便の不適正利用に係る

監督上の命令の発出について

標記について、平成 20 年 12 月 26 日に、別紙のとおり、監督上の命令を発出しましたので、報告します。

1 経緯

平成 20 年 9 月下旬～ 郵便事業株式会社において調査開始（国会質疑を受け）
 同年 10 月～ 朝日新聞等により、心身障害者用低料第三種郵便の不適正利用に関する報道
 同年 12 月 1 日 郵便事業株式会社法第 13 条第 1 項に基づく報告徴求発出
 同年 12 月 24 日 郵便事業株式会社から報告受理
 同年 12 月 26 日 監督上の命令発出

2 郵便事業株式会社の調査の概要及び結果

（H20. 12. 24 付け郵便事業会社の報告書より）

(1) 概要

承認条件である有料販売物数が 80%以上の条件が満たされているかについて、心身障害者用低料第三種の承認全発刊物数件数 217 件について調査。

(2) 調査結果

		不適正利用		適正利用	調査継続
		承認取消	廃刊		
先行調査分	大口 16 件	11	5		
	上記以外 5 件		1		4
調査継続	196 件				196

（注）大口は年間 100 万通以上の発行刊行。調査継続分は、2 月中目途に終了する予定。

3 不適正利用の発生原因

(1) 定期調査等の制度不備

- ・ 号外、増刊号は定期調査（年 1 回実施）対象外であるため、大量差出は号外、増刊号を中心に行われた
- ・ 特別調査実施の端緒とするため、差出物数が発行物数から大きく乖離するなど不審な点がある場合には、支店から支社に報告することとなっているが、殆ど行われていない
- ・ 特別調査実施の定量基準が不明確なため、機動的に実施されていない

(2) 調査事項の不徹底

- ・ 有料発売物数の承認条件確認資料が不明確

4 命令の内容

- 調査制度の検証を行い、万全な確認体制確立のために、**制度上不足している事項がある場合には、速やかに、郵便約款の変更、業務マニュアルの見直し等の整備を図ること**
- **社員に対する当該制度及び適正運用の重要性に係る教育の徹底**を行うとともに、**定められた業務手続きを遵守する体制の整備**を図ること
- その他、**当該制度の適正運用のための必要な措置**を講じること

5 今後の当省の対応

平成 21 年 3 月 2 日開催の情報通信行政・郵政行政審議会において、**郵便約款の変更を付議予定**（現在検討中の郵便約款の主な変更内容は次のとおり）。

- ・ **一定通数以上を差し出そうとする場合等郵便事業会社が必要と認める場合は、郵便物の差出しの際、有料発売条件を確認できる資料の提出を義務付け**
- ・ **封筒等の外装に掲載された広告を掲載量制限**（全体の印刷部分の 5 割以下）の対象に追加

（参考） 命令発出後の郵便事業株式会社の対応

12 月 26 日 不適正利用の元承認団体（16 団体）に料金差額請求
内容証明郵便により請求書を送付。

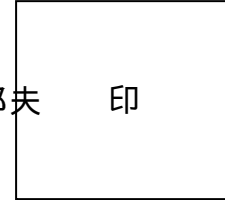
通数が特定できた総額約 49 億円（19.4～20.10）。

法的措置について、現在、部内で検討中（訴訟予定）

総情郵第 111 号
平成 20 年 12 月 26 日

郵便事業株式会社
代表取締役会長 北村 憲雄 殿

総務大臣 鳩山 邦夫 印



郵便事業株式会社法第 12 条第 2 項に基づく命令及び
同法第 13 条第 1 項に基づく報告の徴求について

新聞報道等により明らかになった心身障害者用低料第三種郵便制度を不適正利用した事案については、12 月 24 日を期限として 12 月 1 日に報告徴収を行ったところである。

当該報告によれば、まだ、調査が終了していない刊行物もあり、全容は明らかにはされてはいないものの、1 年間に 100 万通を超える刊行物 16 件（平成 20 年度の当該制度に基づいて差出総数の約 7 割）を対象に行ったサンプル調査では、全刊行物が承認条件（有料発売比率 8 割）を遵守していなかったことが明らかになった。

併せて、本件は、一部の心身障害者用低料第三種郵便の承認団体が起こしたものであるが、郵便事業株式会社としても、発行物数の大きな変動があった場合の確認体制が、必要書類の作成が不徹底であったために適切に実施されず、結果として、当該不適正利用を未然に防止することができなかったのみならず、発生した不適正利用を迅速に発見することができなかったという実態も明らかになった。本来、郵便事業株式会社が定めた業務手続きを忠実に履行していれば、当該事案の発生・再発を防止することができたものであるが、かかる事態の発生は、極めて遺憾と判断せざるを得ない。

心身障害者用低料第三種郵便制度は、政策的に低廉に設定された郵便料金による関係刊行物の配布を行うことにより、心身障害者の福祉向上を目的とした社会的にも極めて重要な制度であり、当省としては、かかる事態は、当該制度の存続の根幹を揺るがす重大な事態であると認識している。

以上から、郵便事業株式会社法第 12 条第 2 項の規定に基づき、当該事案の再発防止策として、定期調査及び特別調査による不適正利用の確認体制を整備・徹底することを目的として、

- ・ 調査制度の検証を行い、万全な確認体制確立のために、制度上不足している事項がある場合には、速やかに、郵便約款の変更、業務マニュアルの見直し等の整備を図ること
- ・ 社員に対する当該制度及び適正運用の重要性に係る教育の徹底を行うとともに、定められた業務手続きを遵守する体制の整備を図ること

その他、当該制度の適正運営のための必要な措置を講じることを命ずる。

なお、適正な制度運営のための調査実施及び業務手続きを定着させるため、同法第 13 条第 1 項の規定に基づき、貴社が講じた対策等について、平成 21 年 3 月末から、3 月毎に、1 年間、報告するよう求める。